

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

3372号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 吉川浩民：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

レッヒ村近郊のハイキングコース(筆者撮影)(オーストリア レッヒ村)

も く じ

随 情	フ	政 活
想 報	ォ	策 動
	ー	
	ラ	
小さくても、いきいき輝き続ける村 天龍村 長野県天龍村	小	棚野会長が自由民主党総務部会関係合同会議に出席
小さくても強い村へ	さ	政府における犯罪被害者等支援の取組について
	く	警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 西村慎太郎
	も	秋田県東成瀬村長 備前 博和
	も	(16) (14) (7) (3) (2)

コラム

「小さな村」の戦略

早稲田大学政治経済学術院教授

稲 継 裕 昭

長野県白馬村は、オーストリア・フォアアルベルク州のレッヒ村と友好都市である(一)。白馬村の人口は約8,200人、レッヒは約1,500人。規模は異なるが、いずれも世界中の人々を引きつけるアルプスの山岳リゾートである。二十年ほど前、そのレッヒを夏に訪れ、短期間滞在した。そこで目にしたのは、「人口1,500人の村」が世界的ブランドを築くための驚くほど周到な戦略であった。

宿泊したホテルは家族経営で、オーナー夫妻が毎日のように食堂に立ち、宿泊客一人ひとりに声をかけていた。さらに紹介された近くのアパートメントは、オーナーの姉が経営していた。聞けば、きょうだいの父親は長年レッヒの観光局長を務め、この村を世界的な山岳リゾートへ育て上げた人物だという。行政と民間が別々に動くのではなく、地域全体を一つの共同体として経営しているという印象を受けた。

特に印象的だったのは、レッヒ中心部の高台にあるリゾート地区(オーバーレッヒ地区)の地下トンネルである。冬季は一般車両の乗り入れを制限し、ホテルへの物流やサービス車両を地下トンネルで処理する、世界でも珍しい歩行者中心の山岳リゾートである。地上には車がほとんど走らず、ホテルへの物流やサービス車両は地下を通る。宿泊客は静かな雪景色や草原を楽しみ、裏側では効率的なインフラが機能している。景観を守るために交通を地下化するという発想は、日本の観光地ではなかなか見られない。

また、ホテルの部屋のカードキーがリフト券や路線バスの乗車券を兼ねていたことも感激した。滞在中は周辺の山々を自由に歩くことができ、公共交通も気軽に利用できた。サービスデザイン思考で、観光客の滞在行動全体を設計するという発想が徹底していた。

レッヒは宿泊施設を無秩序に増やさない。ベッド数を一定程度に抑え、その代わり滞在の質を高める。量ではなく質で地域を豊かにする戦略である。人口1,500人の村が、世界中から人々を引きつけ続けている理由はここにある。スキーシーズンには英国のダイアナ妃も毎年滞在されたという。

日本でも人口減少が進み多くの町村が「何を増やすか」ではなく、「何を守るか」を問われる時代になった。景観、静けさ、地域の人間関係、歩いて楽しめる空間——そうした価値は、数字には表れにくい。しかし、小さな村だからこそ守り、磨くことができる資源でもある。レッヒで学んだのは、「小さいこと」は弱みではなく、戦略になり得るということであった。人口1,500人の村が世界に選ばれた理由は、今の日本の町村にとっても大きなヒントになるように思う。

(一) https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/soshikikara_sagasu/somuka/somukakar/8/1391.html

写真キャプション

オーストリア・フォアアルベルグ地方のレッヒ村。冬季には世界有数の高級スキーリゾートとして各国から観光客を集める一方、夏季には豊かな高山景観の中でハイキングを手頃な費用で楽しめる。四季を通じて自然と観光資源の魅力を兼ね備えた山岳リゾート。

棚野会長が自由民主党総務部会 関係合同会議に出席



▲ 棚野会長

冒頭、鈴木英敬総務部会長をはじめとする自民党側の出席者より挨拶があった。

続いて、阿部守一全国知事会会長（長野県知事）が地方六団体を代表して、①経済・物価動向等を適切に反映した、地方一般財源総額の確保・充実に關すること、②人口減少対策及び地方創生の強力な推進に關すること、③令和8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨における復旧・復興支援等、防災・減災対策の推進と強靱な国土づくりに關すること、④飲食品に係る消費税率の時限的な引下げに伴う地方の減収に對する財源措置及び「所得に連動したきめ細かな給付」に關する国と地方の役割分担や財政負担に對するの十分な協議、⑤税源の偏在性が小さく税収が

棚野孝夫会長（北海道白糠町長）をはじめとする地方六団体の代表者は8月27日、自由民主党総務部会関係合同會議に出席した。會議では、令和9年度総務部会関係予算概算要求及び税制改正要望のとりまとめに向けて要望が行われた。



▲ 林総務大臣

安定的な地方税体系の構築—等について要望を行った。

その後、林芳正総務大臣が挨拶に立ち、来年度予算について「重点施策を實行するために、必要な予算を確保するとともに、立て続けに発生している大規模災害には、しっかり対応していきたい。また、地方財政について、地方自治体が地域未来戦略の推進や官公需の価格転嫁などに取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、骨太の方針2026を踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映し、一般財源をしっかりと確保してまいりたい」と述べた。

※参考資料は全国町村会ウェブサイト
(<https://www.zck.or.jp/>) をご覧
ください。



政 策

政府における犯罪被害者等 支援の取組について

警察庁長官官房参事官
(犯罪被害者等施策担当) 西村慎太郎

1. はじめに

近年、何の落ち度もない方が突然、生命を奪われ、あるいは身体を傷つけられるという事件が後を絶ちません。誰もが犯罪被害に巻き込まれる可能性が高まっている中、犯罪により被害を被った方、その家族又は遺族（以下では「犯罪被害者等」といいます。）は、その直後から、さまざまな困難に直面します。もとより犯罪による被害について第一義的な責任を負うのは、加害者です。しかし、加害者がその責任を全うすることは限りませんし、加害者が賄うことが困難な事柄も多くあります。犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要不可欠です。

2. 犯罪被害者等のニーズと 取組の方向性

飲酒運転による交通事故で息子を亡くした母親は、手記の中で、次のように述べています。「息子との思い出が詰まった自宅に住み続けることができなくなり、事件後半年間は、自分や夫の実家に身を寄せながら生活しました。家族にもさまざまな影響が長年にわたって現れました。仕

事を辞めざるを得ない、精神科へ通院する、学校へ通えない、近所や親戚と疎遠になる…数えればきりがありません」（令和7年版犯罪被害者白書掲載）。

犯罪被害者等は、犯罪被害により、一家の働き手を失って経済的に困窮したり、加害者から逃げるために引越した余儀なくされるなど、「日々の生活」に関する困り事を抱えることも多く、経済面・生活面の支援が必要となります。また、身体に障害が残ったり、PTSDを発症するなど、「こころやかからだの健康」に関する困り事が生ずることもあり、治療・カウンセリング等による支援が求められる場合もあります。加えて、犯罪被害者等は、自分が被害に遭った事件や加害者のことを知りたい、刑事手続に積極的に関わりたいという思いを抱くことも少なくありません。こうした「知りたい・関わりたい」というニーズに応えるためには、刑事手続等への関与について制度の充実等が必要となります。

さらに、犯罪被害者等にその困り事やニーズに応じた必要な支援を提供するためには、制度自体を整備・充実させるのみならず、犯罪被害者等のニーズ等を適切に汲み取り、必要な支援につなげるための支援体制を整備することも重要です。この点、

後ほど詳しく紹介しますが、各地域の支援の現場において、犯罪被害者等の負担の軽減を図りつつ、適切な支援をワンストップで提供する仕組みづくりが進められています。

また、犯罪被害者等支援に関する社会の理解を増進することも重要です。犯罪被害者等は、周囲の方々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合もあれば、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷つけられるという二次的被害を受ける場合もあります。犯罪被害者等が安心して助けを求めることのできる社会を実現するためには、犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者等施策について、国民の皆さまに広く深く知ってもらうことが必要です。

3. 犯罪被害者等基本法と犯罪 被害者等基本計画に基づく 取組

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法は、基本理念として、犯罪被害者等が、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適切にすることなく受けることができるようにすることを掲げています。そのうえで、同法は、国及び地方公共団体の

政 策

犯罪被害者等に対する支援施策の具体的な内容①【基本計画・重点課題1】

犯罪被害者等の損害回復と経済的支援

図1



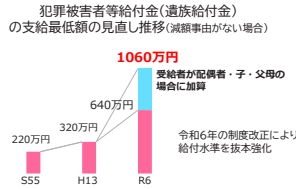
01 犯罪被害者等に対する経済面などでの支援

犯罪被害者等給付金（国）、見舞金（自治体）
殺人事件の御遺族や障害・重いケガを負った方への給付金

各種費用の公費負担（都道府県警察）
カウンセリング料、ハウスクリーニング、緊急避難等

就労・就学支援
犯罪被害者等のための休暇制度、奨学金

各種社会保障・福祉制度
社会保険（医療、年金、雇用、介護など）、自立支援



02 加害者による犯罪被害者等への損害賠償

弁護士による法的支援
犯罪被害者等支援弁護士（法テラス）など



加害者に対する指導
刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」や保護観察中の「しよく非指導プログラム」など

▲図1

犯罪被害者等に対する支援施策の具体的な内容②【基本計画・重点課題2】

犯罪被害者等の精神的・心理的ケア

図2

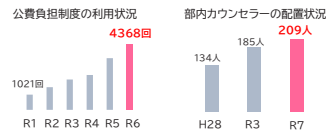


01 警察によるカウンセリング等の実施

部内カウンセラーによるカウンセリング

カウンセリング料の公費負担

捜査員・支援担当者からの連絡



02 早期援助団体による支援

電話、面接による相談

直接支援
警察、検察、裁判等への付添い
裁判の代理傍聴
カウンセリングの提供



03 トラウマインフォームドケア教育の推進

オンデマンド研修教材の整備・充実
トラウマインフォームドケア（トラウマとその影響について、知識を持ち、理解してかわること）について、オンデマンド研修教材を整備し、公開

▲図2

では、公認心理

②精神的・心理的ケア

都道府県警察

請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

被害者等の弁護士費用や損害賠償請求費用に関する負担軽減を図っています。

ており、令和6年には全ての都道府

④支援体制の整備・充実

近年、犯罪被害者等支援のための条例を制定する地方自治体が増加し

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

ており、令和6年には全ての都道府

④支援体制の整備・充実

近年、犯罪被害者等支援のための条例を制定する地方自治体が増加し

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

また、矯正施設、保護観察所では、犯罪被害者等の心情等を職員が聴取し、これを加害者に伝達する、処遇段階における心情等の聴取・伝達制度が運用されています。

政 策

県でこうした条例が制定されるに至っています。市区町村でも犯罪被害者等支援のための条例制定の動きが加速しており、令和7年時点では6割を超える市区町村において、こうした条例が制定され、地域における犯罪被害者等支援の原動力となっています。

また、犯罪被害者等からは、支援に携わる機関等がさまざまなために、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声が聞かれることがあります。犯罪被害者等が支援を受けるに当たって複数の機関等を訪れる必要があります。その度に同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されています。こうした観点からは、犯罪被害者等が適切な形で支援にたどり着くことができるよう、支援体制を整備することが必要不可欠であると考えられます。

この点、令和6年度から、犯罪被害者等がいくつかの機関等に相談や問合せをすれば、その機関等を起点として、都道府県に配置する犯罪被害者等支援のための条例の制定状況（制定団体数の割合）が示されています。令和8年度に全都道府県で配置完了予定（図6参照）、令和8年度中には、全都道府県においてコーディネーターの配置が完了する予定です。

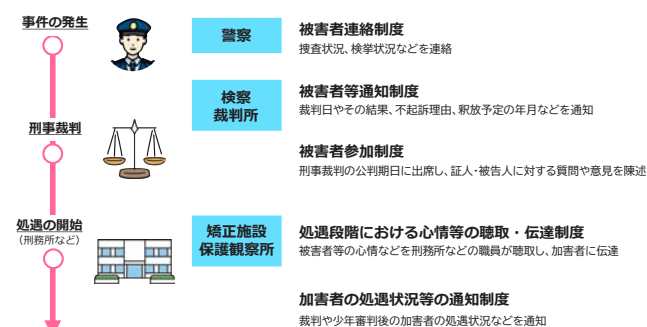
⑤ 広報啓発

若い世代にも犯罪被害者等支援の必要性を理解してもらうため、「命の大切さを学ぶ教室」や「作文コンクール」等の犯罪被害について考える機会を設けるなど、学校における教育活動を推進しています。

犯罪被害者等に対する支援施策の具体的内容③ 【基本計画・重点課題3】

犯罪被害者等の刑事手続等への関与

図 3



▲図3

犯罪被害者等に対する支援施策の具体的内容④ 【基本計画・重点課題4】

犯罪被害者等の支援体制の整備・充実

図 4



01 地方公共団体における支援体制の整備

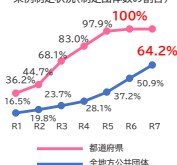
犯罪被害者等支援のための条例の制定

犯罪被害者等支援コーディネーターの配置
令和8年度に全都道府県で配置完了予定

各種相談・支援体制の整備

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
スクールソーシャルワーカー、児童相談所など

条例制定状況（制定団体数の割合）



02 支援のための基盤整備

「被害者手帳」・カルテ化

職能団体との連携強化

ポータルサイトの整備・充実

03 人材育成

ケーススタディ型の実践研修の開催

オンデマンド研修教材の整備

▲図4

害者等支援コーディネーター（以下では「コーディネーター」といいます。なお、コーディネーター業務が被害者支援センターに委託されている地域もあります。）に情報が集約され、コーディネーターを中心に関係機関等が一体となって犯罪被害者等に必要となる支援を提示・提供する「多機関

また、犯罪被害者等支援のシンボルマークである「ギョっとちゃん」を活用し、国民の皆さまに向けた各種の広報啓発活動を行っています。

4. 地方自治体の皆さまに
お願いしたいこと

地方において犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村に期待される役割には非常に大きいものがあります。住民にとって最も身近な基礎自治体として、前述の「多機関ワンストップサービス体制」に参画し、都道府県、都道府県警察、早期援助団体（被害者支援センター）等の関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害に巻き込まれた住民の支援に当たることが求められます。

より具体的には、i「総合的対応窓口」の機能の充実・活性化を図り、犯罪被害者等からの相談や問合せに対応するとともに、生活支援のための各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じ、各部署が所管する行政サービスを一括してワンストップで提供すること、ii 犯罪被害者等に対し、必要に応じて、関係機関等が行う支援に関する情報提供やコーディネーター等への橋渡しを行うこと、iii コーディネーター等が主催する支援調整会議

政策

犯罪被害者等に対する支援施策の具体的内容⑤ 【基本計画・重点課題5】

広報啓発の取組：わたしにも できる支援が ここにある

01 学校における教育活動

命の大切さを学ぶ教室

中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会の開催

作文コンクール

中学生・高校生を対象とした作文コンクールを実施し、優秀作品を表彰



命の大切さを学ぶ教室

02 国民に向けた広報啓発：犯罪被害者月間（11.1～12.1）など

企業・団体の皆様の御協力



日本航空

総理等のピンバッジ着用



ポスターによる広報啓発

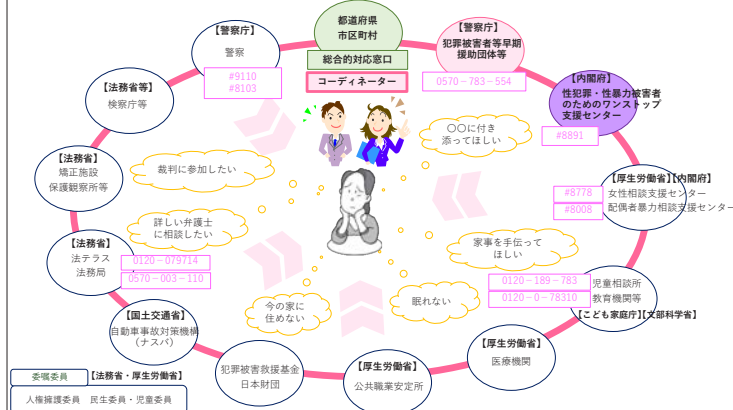


▲ 図5

犯罪被害者等に対する途切れない支援の提供

多機関ワンストップ[®]サービス体制

- **犯罪被害者等支援コーディネーターを支援のハブ**として、様々な機関による支援をワンストップで提供



▲ 図6

し、令和6年に
施策に関連する
要綱を整備する
などとして、犯罪
被害者等への見
舞金制度のみな
らず、島外にあ
る住居への転居
費用や医療機関
への通院費用の
助成など、離島
という地理的条
件も考慮した支
援制度を整備し
ています。警察
庁では、毎月、
犯罪被害者等施
策に関するメー
ルマガジンを発

(ケース会議)に参加し、関係機関等とともに犯罪被害者等に必要な支援内容を検討すること、iv 地域の実情に応じ、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを導入し、これを提供することなどの取組を行うことが期待されています。

この点、犯罪被害者等支援に関する理解の広がりはいまだ途上にある。取組内容について地域によって大きな差が生じているのではないかとということが懸念されています。日本全国どこに住んでいても犯罪被害

に巻き込まれる可能性がある中で、犯罪被害者等が暮らしている地域によって受けられる支援が大きく異なるという事態は、望ましいものとはいえません。誰一人取り残さない犯罪被害者等支援を実現するためには、国、地方自治体及び民間支援団体等が一体となって、関係施策の一層の推進を図る必要があります。

警察庁においても、各地域における支援体制の適切な整備等の推進に向けて、「多機関ワンストップサービス体制」の構築・運用に係る経費

について予算措置を講じたり、同体制の構築・運用に当たり参考となる「犯罪被害者等支援におけるワンス・トップサービス体制の構築・運用の手引き」を作成・公表しているほか、各種の会議・研修等を通じ、国・地方の関係行政庁や民間支援団体等への働きかけを進めています。その中では、地方自治体が支援体制の整備を進めるうえで参考となり得る取組例なども紹介しています。例えば、鹿児島県と論町では、令和4年に与論町犯罪被害者等支援条例を制定

5. おわりに

刊し、関係機関等に送付しており、メールマガジンでは、こうした与論町の取組を含め、各地域における犯罪被害者等支援の取組を取り上げて、積極的に周知を行っています。

国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁は、令和5年に被害者施策の推進に関して行政各部の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととされ、いわゆる「司令塔」として位置付けられました。

【お問い合わせ先】

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

TEL.: 03-3581-0141

MAIL : SHIEN_RENKEI@npa.go.jp

フォーラム



▲天龍村中井侍の茶畑と天竜川

長野県
てんりゅうむら
天龍村小さくとも、
いきいき輝き続ける村 天龍村

○天龍村の概要

天龍村は、長野県の南端に位置し、村の南側は愛知県と静岡県に接しています。東西に11・4 km、南北に9・9 km、面積の9割以上が山林で、村の真ん中を南北に流れる天竜川と、その支流が造るV字渓谷の中に集落が点在する「純山村」です。

天龍村の緯度は35度16分23秒。これは湘南海岸とほぼ同じ、標高も280 mとそれほど高くありません。県下で最も温暖な地と言われており、毎年県内で一番早く梅や桜が開花し、長野県は天龍村から春を迎えます。

気候は、周囲を1,000 m級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖の差の著しい内陸性を持ちます。年平均気温13・0℃、年間

降雨量約2,000 mmと高温多湿の気候であり、シユロ、ゆず、カシ等暖帯性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯です。

昭和31年、平岡村と神原村との合併は、当時天竜川を隔てたものとしては下伊那郡下に先駆けてのことでした。そもそも両村は、古来より天竜川の恩恵を受けて共に発展してきましたが、戦後平岡ダムや佐久間ダムの完成により、かつての天竜川はその清流と激流の響きを全く止め、本来の姿は変わり果ててしまいました。

このため、天竜川の姿をせめても村名に著して永久に留め、天にも昇る龍の勢いでますます産業を盛んにし、新村建設に飛龍の気魄（きぼく）を持って奮起しようとの意を込めて「天龍村」と名付けられました。



フォーラム

○交通の安定と観光

山々を縫うように天竜川が流れ、まるで龍の胴体のように。その姿にふさわしく、天龍村は「龍の隠れ棲む里」とも称される、風光明媚な地域です。

川沿いの道では時折、車を停めて天竜川と飯田線を走る電車を一緒に撮影しようとカメラを構える方々の姿を目にします。また、夏になると村鳥であるブッポウソウ目当てに、全国各地から愛鳥家や写真愛好家が訪れます。朝早くからシャッターチャンスを狙う姿が見られるのも、今では村の風物詩の1つです。天龍村観光協会で販売している多種多様なグッズも大変ご好評いただいております。

しかし、私たちに多くの恵みを与えてくれる自然は、時として厳しい顔を見せます。全国的に集中豪雨や台風による土砂災害が頻発している昨今、天龍村でも令和2年1月に大規模な崩落が発生し、安全な通行が困難となる事態に見舞われました。以降、村民や関係者は狭く危険な村道を長期間、迂回路として利用せざるを得ず、不安と不便を抱えた日々が続きました。

そのような中、令和5年4月に長野県事業として着工した国道418号「福島トンネル」が開通し、令和7年には取付工事も無事完了、安全かつ円滑な交通路が確保されました。まだまだ

だ急峻で狭隘な道も多くありますが、「おきよめの湯」などの重要な観光施設へのアクセスが大きく改善され、村民はもちろん、観光客や村外からの来訪者の増加が期待されています。また、同じく国道418号線上で工事が進められている「足瀬トンネル」が開通しますと雨量規制や土砂崩れの多い区間の交通が格段に安定します。

この道路整備は、単なる利便性の向上にとどまらず、地域全体の活力や安心感にもつながるものです。今後、三遠南信自動車道やリニア中央新幹線が開通すれば、天龍村を通る国道418号の役割はますます重要なものとなります。

美しい自然と共に生きる私たちの村にとって、安全で安定した交通インフラの整備は欠かすことのできない基盤です。先人たちが大切に守ってきたこの地の魅力を、これからも丁寧に磨き、次の世代へと受け継いでいけるよう努めてまいります。

○買い物サービス

天龍村では店主の高齢化や運転免許の返納などにより、生活必需品である食料品や日用品の調達が困難となっている方が増加していることから、平成29年度より検討委員会の設置や役場内に専門の部署を設け、いわゆる買物弱者対策を検討してまいりました。

諮問委員会による検討の中で、買物拠点施設の整備と、見守り御用聞き事業の実施があげられ、施設建設に先行して令和2年度より地域の見守りも兼ねた御用聞き事業「やまびこデリ」の運用を開始しました。

買物拠点施設は、地域の皆さまのニーズに応えられる運用形態の検討を重ね、交流スペースを兼ね備えたミニスーパーにコインランドリーを併設した形態といたしました。あわせて、施設の2階には単身向け住宅を6戸整備し、住まいの整備を行いました。なお、施設の一部には村産材を活用しているほか、環境に配慮した断熱効果の高い素材の導入やバリアフリー等に配慮し、誰でも気軽に立ち寄れる場所となるよう整備を進めました。その結果、令和4年4月にミニスーパー「満島屋」



▲移動販売車「やまびこデリ号」



▲▲ミニスーパー「満島屋」



が開業しました。満島屋の開業を皮切りに、令和4年7月に村内全区域をカバーする送迎バス事業であるデマンドバス「やまびこ

フォーラム

「デリ号」の運行を開始、さらに、令和6年3月には天龍村社会福祉協議会が運営する移動販売事業「やまびこデリ」の運行を始め、御用聞き事業・満島屋・デマンドバス・移動販売の4つの柱で買物弱者を支えています。

これらの対策により当初の課題であった免許を返納した住民や、民間の移動販売がカバーできない地域の住民の支援のみならず買物等を通じて商品を遊ぶ楽しさによる満足感の充足や村民の皆さんと販売員が良好な関係を築くことにより「身近に頼れる存在をつくる」大事な機会の1つと考えています。

○若き視点とつながる未来へ天龍村の「学生連携プロジェクト」

少子高齢化が進む中、天龍村に新しい風を吹き込んでくれるのが、フィールドワークなどで訪れる「学生」たちです。村における学生受け入れの記録は平成18年に遡り、これまで国際基督教大学をはじめ、約15校の大学や高校から学生を受け入れています。

近年、この連携はより強固なものとなっています。令和3年2月には国際基督教大学サービス・ラーニング・センターと連携協定を締結し、村の課題解決や地方創生への貢献を目的とした実習を展開しています。

さらに今年度は、東京大学大学院工

学系研究科（都市工学専攻 国際都市計画・地域計画研究室）と「地域と大学の連携による地域課題解決プロジェクト」に関する協定」を結びました。この取組には東京大学に加え、信州、三重、筑波、宮城、立命館の各大学の学生も参加し、数名から数十名のグループで村の多様な課題をテーマに調査研究を行っています。

正直なところ、短期間のフィールドワークによる学習結果が、即座に村の課題解決に直結する実績は多くありません。しかし、学生たちがそれぞれの立場で村と関わりを持ったということ自体に、極めて大きな意味があると感じています。

実際、かつて受け入れた学生が後に「地域おこし協力隊」として採用されたり、時を経て「地域活性化起業人」として村で活躍したりするケースが生まれています。短期間であれ彼らの心の中に天龍村が存在し続け、村との関わりが途切れないこと。これこそが「関係人口」の創出に直結するものであり、学生受け入れの最大の成果だと感じています。

私たちは、一人でも多くの関わった学生に天龍村のファンになっていただきたいと強く願っています。今後は、導入予定の「ふるさと住民登録制度」を積極的に活用し、村を訪れた学生がその後も継続してつながりを持ち続けられる仕組みを整えていく方針です。

○地域と歩み、未来を開く！ 村の「地域おこし協力隊」の活躍

天龍村では、平成25年度に地域おこし協力隊を初採用しました。地域外からの多様な人材を受け入れ、新たな視点で村の活性化を図るこの取組は、着実に実を結んでいます。

これまで現役隊員を含めて累計31名を採用してきました。任期を終えた退任者26名のうち15名が村内に定住しており、定住率が58%となっております。定住した多くの協力隊OB・OGは、村で家庭を築いており、深刻な課題である少子化対策にも大きく貢献しています。

現在、村内では5名の現役隊員が活躍しています。それぞれ林業振興に1名、有限会社天龍農林業公社での農業振興に3名、そして水産業振興として信州サーモンの養殖に1名が従事しています。

今年度新規採用された菊地原隊員は、大学生のフィールドワーク受け入れ事業で村を訪れたことが着任のきっかけでした。信州サーモンの養殖に強い興味を持ち、地域おこし協力隊インターンを経て今回の採用に至りました。あらゆる産業で人材・後継者不足が叫ばれる中、非常に貴重な人材です。この事例は、大学連携事業を通じて村のファンや担い手を生み出す重要性を



▲銀座NAGANOでの団子PRイベント

改めて実感する契機となりました。また、定住したOB・OGたちの活動も地域に大きな活力をもたらしています。彼らを中心に組織されたNPO法人ツメモガキ[※]は、退任後も地域振興に直結する多彩なプロジェクトを展開しています。

例えば、特産のゆずを加工した伝統的な「柚餅子（ゆべし）」づくりの継承や、体験ツアーの企画。さらに、特産の「中井侍銘茶」の高付加価値化と茶摘み体験ツアー、一棟貸しゲストハウス「Onio（オリオン）」の営業などを通じて、村の魅力発信と新たな関係人口の創出に多大な貢献をしています。

地域の担い手として奮闘する現役隊員と、定住後も独自の視点で村を盛り上げ続けるOB・OGたち。彼らの存

フォーラム

在は、村の未来を切り開く大きな希望です。今後の活躍も引き続き期待しています。

※「ツメモガキ」＝村の厳しい過疎化や高齢化という現状に対し、「いまこそつめもかく(イラストサポートする)時!」という想い

○天龍村誕生70周年記念

天龍村は昭和31年9月30日、平岡村と神原村が合併して誕生し、来る令和8年9月30日をもちまして誕生70周年を迎えます。この70年という長い歲月、村を支えてくださった先人の方々、そして今を生きる村民の皆さんに深く感謝申し上げます。村では、この記念すべき節目を皆さまと共に祝い、これまでの歩みを振り返るとともに、輝かしい未来を展望するため、年度間を通じてさまざまな記念事業を展開してまいります。



▲天龍村70周年記念ロゴ

○ブッポウソウの保護活動

天龍村では、ブッポウソウという渡り鳥を村鳥に認定し保護活動に取り組んでいます。

ブッポウソウは、光り輝く瑠璃色の身体とオレンシ色のくちばしを持ち、その姿から「緑の宝石」とも呼ばれる渡り鳥で環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されています。

天龍村には、4月下旬から5月上旬頃に東南アジアから繁殖のために飛来し、7月のヒナの巣立つまでにかけて村内各所でその姿を見ることが出来ます。

本来は樹木の洞(うろ)などを住処とし営巣するブッポウソウですが、住処となるような樹木の減少がブッポウソウの頭数減少の一因であると考え天龍村では巣箱の設置を実施しています。

天龍村でのブッポウソウの保護活動は平成9年に平岡小学校(現天龍小学校)の児童たちの取組が発端となっており、「天龍みどりの少年団(天龍小学校)」を中心に村民等有志や役場の協力を受けながらブッポウソウの営巣場所確保のため村内各所へブッポウソウの巣箱を設置し続けています。

平成23年には役場屋上へ設置している巣箱内部へカメラを設置し営巣状況の記録を開始し平成25年からは村の

ケーブルテレビを通じて家庭のテレビにも役場屋上の巣箱内の様子が確認できるようにしました。

テレビの効果もありブッポウソウが村民により身近な存在となり世間話の話題にブッポウソウの子育ての様子があがるなど村民からも強い関心が寄せられています。

平成31年からは新たに村民の有志により構成された「ブッポウソウを守る会」が発足され天龍みどりの少年団の活動支援を中心に巣箱の設置や観察者の対応等に取り組んでいます。

令和8年にも19個の巣箱が天龍みどりの少年団により村内各所に設置され複数の箇所で営巣が確認されています。

役場に設置された巣箱にも1組のブッポウソウが営巣し4羽の雛鳥が成長している様子が巣箱内に設置しているカメラを通して確認できます。

早ければ7月10日あたりから巣立ちを迎えるブッポウソウですが、毎年天龍村から複数の雛鳥が遠く離れた東南アジアに向けて巣立っていきます。

天龍村から巣立っていったブッポウソウが翌年も帰ってこられることを願って今後もブッポウソウの保護活動が続けていければと思います。

○天龍温泉おきよめの湯

長野県最南端に位置する天龍村の

「おきよめの湯」は、豊かな自然に囲まれた村営の日帰り温泉施設です。

施設名は、毎年正月に地域で受け継がれている伝統行事「向方お潔め祭り」に由来し、「温泉に浸かり、身も心も清め、健康と長寿を願う」という思いが込められています。

泉質はアルカリ性単純温泉(pH9.6)。肌あたりがやわらかく、湯上がりには肌がしっとりとなめらかになることから、多くのお客さまに親しまれています。内湯や露天風呂、サウナ、水風呂を備え、露天風呂からは四季折々の自然を感じながら、ゆったりとした時間をお過ごしいただけます。

館内にはレストランや売店、広々とした休憩スペースもあり、入浴だけでなく一日を通してくつろげる施設となっています。

南信州の秘境・天龍村で、豊かな自然と良質な温泉に癒やされるひとときをぜひご体感ください。

おきよめの湯
Webサイト



○天龍村の柚餅子

柚餅子とは、保存食の1つで、柚の中身をくり抜き、皮の器の中に、砂糖やクルミ、胡麻等と混ぜ合わせた「練り味噌」を詰め込み、2時間ほど蒸した後、自然乾燥で約2〜3か月かけて

フォーラム



▲天龍村の柚餅子

1つ1つを丹念に仕上げた、独特の風味と香りがある珍味です。

全国的にも、「柚餅子」と言えばクルマミの入った餅菓子として広く一般に販売されていますが、こちらは保存食として練り味噌を柚子に入れて乾燥させる柚餅子です。全国複数の地域に存在しており、戦国時代に起源を持つと言われています。天龍村で代々作り続けられている柚餅子もその1つです。村の郷土食として受け継がれており、現在ではNPO法人が中心となって伝統の味を守り続けています。文化庁の食文化「100年フード」に認定されるなど、地域の誇るべき食文化となっています。

○特産品「いざなす」

天龍村神原地区に住んでいた田井沢さんが、明治20年（1887年）頃、東京の種苗店から種子を取り寄せて栽培が始まったと言われています。最初に栽培を始めた田井沢さんの名前にちなんで「田井沢なす」と命名されましたが、名前が訛り「ていざなす」と呼ばれるようになりました。

大きさは長さ25cm、重さ400グラム以上で、大きなものは長さ30cm、重さは1kg以上になるのが大きな特徴となります。果肉は柔らかく、甘みが強いのが特徴で、焼きナスなどの料理がおすすめです。

100年もの間ほとんど他に出回ることとはなく、自家消費されるか村の直売所に並ぶ程度でしたが、高齢化の進む同地区で新しい付加価値商品として注目され、「ていざなす生産者組合」が発足し、長野県の「信州の伝統野菜」に選定されることで地域の特産品として栽培されています。

また、天龍村内にあるふれあいステーション龍泉閣のレストランでは、期間限定で「ていざなすを田菜にした『ていざなす定食』」を提供していますのでぜひご賞味ください。



▲大きく育ったていざなす



▲ていざなすの味噌焼き

○中井侍銘茶について

長野県最南端の天龍村中井侍地区で生産される煎茶（緑茶）に中井侍銘茶というブランド名がついており、国内でも稀少で良質な浅蒸し茶を生産して

います。中井侍のお茶畑は天龍村の急傾斜地に上から下まで所狭しとお茶畑があり、眼下には雄大な天竜川を望めます。

中井侍銘茶の特徴として、中井侍地

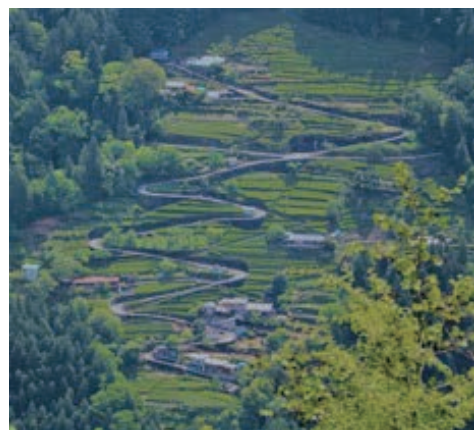


▲中井侍のお茶摘み体験

○天龍村の十久保南蛮

天龍村十久保地区の村澤氏が、平岡ダムの建設に従事した朝鮮人から種を

区では今でも手摘みの文化と営みが残り5月には良質な茶葉のみをえりすべく摘む姿を見ることが出来ます。天竜川から立ち上る朝霧がお茶を美味しくすると言われ、昼夜の寒暖差が大きく、日照時間が短い山間部の谷合は、お茶の栽培に適した環境から、柔らかく上質な葉が生まれます。恵まれた環境と丁寧な仕事で摘まれたお茶は、蒸し時間の短い浅蒸しと言われる製法で地区内の製茶工場で加工されます。こうしてできた中井侍銘茶は苦みがほとんどなく、甘味が引き立ちスツキリとした味わいでとても飲みやすくなっています。



▲中井侍の茶畑

譲り受け、一人で栽培を行い、一味唐辛子に加工し村の温泉施設などへ出荷をしていましたが、村澤氏の体調不良により「十久保南蛮」の栽培は途絶えてしまいました。しかし、平岡地区の板倉氏が種を譲り受け令和3年から栽培を継承してきました。特徴として、青果は細長く果長10cm、15cm、辛味と香りが強くなっています。令和5年から「十久保南蛮」の復活を願う村内の農業者が栽培を始め、令和5年に「信州の伝統野菜」に選定され、地域の特産品として栽培を行っています。

総務課 榎村 綾奈



▲鮮やかな赤色の十久保南蛮

ご活用ください！町村専用 Web サイト「町村.com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用 Web サイト「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供し、町村関係者にとって役立つ Web サイトとなることをめざし、これからも充実を図ってまいります。ご感想・ご意見は、下記のメールアドレスにお寄せください。



「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用 Web サイトです。

ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ(平成18年9月27日付)しております。お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

詳しくは Web へ



お問い合わせはこちら



地域力の強化に向けた 全国市町村長サミット 2026in 新潟の開催について

〈主催：総務省・新潟県〉



全国の市町村長等が一堂に会して議論・交流を行うことを通じて、地域活性化の一層の進展・普及を図ることを目的に、地域力の強化に向けた全国市町村長サミット2026in新潟を開催します。

11月9日（月） 場所：朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟県新潟市中央区万代島6-1）

13：00～13：20	【開会挨拶】 総務省挨拶／新潟県挨拶
13：20～14：20	【基調講演】 多様な主体の参画による「縮充」のまちづくり 講演者：作野 広和（島根大学教育学部 社会科教育専攻 教授）
14：40～17：20	【分科会】 2つのテーマの分科会に分かれ、各分科会のコーディネーターと発表される市町村長の方々に、取組事例の発表と意見交換を行っていただきます。
第1部 14：40～15：50	【第一分科会】 地域おこし協力隊 コーディネーター：稲垣 文彦（ふるさと回帰・移住交流推進機構 副本部長） 事例発表者：神田 一秋（新潟県阿賀町長）、菅原 茂（宮城県気仙沼市長） 木下 喜人（山梨県丹波山村長）、門間 雄司（兵庫県豊岡市長）
第2部 16：10～17：20	【第二分科会】 関係人口を巻き込んだ、地域の暮らしを守る取組 コーディネーター：中島 みき（面白法人カヤック 執行役員） 事例発表者：都竹 淳也（岐阜県飛騨市長）、山崎 出（高知県馬路村長） 久保田 郁夫（新潟県糸魚川市長）、篠田 洋司（山口県美祢市長）
17：40～18：50	【市町村長交流会】 市町村長に意見交換、情報交換をしていただく交流会を実施します。 （参加費 6,600円（税込・当日現金））

11月10日（火） 現地視察 ※1日コース・半日コースあり（1日コースは昼食代各自負担）

8：30	出発（8:30朱鷺メッセ ⇒ 8:50新潟駅）
10：00～11：40	① シティホールプラザ アオーレ長岡 ② 米百俵プレイス ミライエ長岡
11：40～13：00	昼食・移動（半日コース終了（11:40長岡駅 ⇒ 12:50新潟駅 ⇒ 13:20新潟空港））
13：00～14：40	③ 燕市産業史料館 ④ うさぎもちハレラテつばめ
14：50～15：30	⑤ 燕三条地場産業振興センター
15：30～17：00	終了（15:40燕三条駅 ⇒ 16:30新潟駅 ⇒ 17:00新潟空港）

参加を希望される方は、URL または QR コードの専用サイトからお申し込みください。

【申し込み締切日：10月16日（金）】 <https://app.itto.co/summit2026-niigata/>



お問い合わせ

総務省 地域力創造グループ 地域振興室 担当：渡邊課長補佐、外崎事務官
電話：03-5253-5534 E-mail：s2.tonosaki@soumu.go.jp

まちむらの魅力発信!

Vol.11



全国926町村には、それぞれにその場所ならではの輝く資源があります。
そのまち、そのむらが、今発信したい魅力を紹介していきます。



さいたま市にほど近い伊奈町は、豊かな自然がありながら都市化も進んでいる住みやすい町。この町のシンボルといえば、町制施行記念公園にある1・4haのバラ園です。1987年に270株から始まり、現在では400種5000株。株数は県内最大、全国でも有数の規模です。バラは春と秋に見ごろを迎え、咲き誇ります。5月のバラまつりには7万人が訪れ、ローズ・ウエディングなどのイベントも人気です。

バラを育てるのは専門業者に加え、講習会を修了した町民ボランティア「バラストスターズ」たち。駅前や街路樹にもバラを植える取組が続けられています。

今年5月には、バラの産地として知られるブルガリアのカルロヴォ市と友好都市に。地元の小中学校がバラの研究で文部科学大臣賞を受けるなど、バラをきっかけとした国際交流や教育も広がりをみせています。



ここでしか見られない「伊奈町オリジナルローズ」も。

景 観

400種5000株のバラが華麗に咲き誇る

埼玉県
伊奈町のバラ園

日野商人とは、江戸時代に全国で活躍した近江商人のうち日野町出身の商人のこと。日野町や和漢薬の「万病感応丸」が評判を呼び、関東や東海まで商売を広げました。

他の近江商人と異なる日野商人の特徴は、「日野大当番仲間」という商人組合を結成し、仲間同士で協力して商いをしたこと。「陰徳善事」（陰ながら徳を積むと翻って自分に返ってくる）という家訓が組合を通じて共有され、今もこの町に根付いています。町の中心部には、歴史を感じさせる町並みが残り、昔ながらの風情が漂います。「近江日野商人館、近江日野商人ふるさと館」など近江商人の旧宅を活用した施設もあります。ふるさと館では日野の伝統料理を食べられます。鯛そつめんは美味しいですよ」とふるさと館館長の岡井さん。毎年2月から3月にかけて行われる「日野ひなまつり紀行」では、昔ながらの商家の棧敷窓越しにひな人形を見ることもできます。



江戸時代にタイムスリップしたかのような町並みと伝統料理。

歴 史

商売を通じて築き上げた「陰徳善事」の精神

滋賀県
日野町の日野商人



上級者はもちろん初心者でも楽しめるサーフィンスポット。

高知県最東端、徳島県と接する東洋町。人口2000人の町を全国区にしているのがサーフィン。全長1kmにわたる生見サーフィンビーチは、年間を通じて波がコンスタントに立つことから、サーファーの間ではよく知られたスポットです。日本サーフィン連盟公認の大会も開催されています。

隣接する遠浅の美しい海岸、白浜海水浴場には昨年リニューアルされた海上アスレチック「Beach Hoopin g」があり、海の遊びを満喫できます。

町では移住定住策として、季節ごとに異なる仕事を組み合わせ、1年を通して働ける仕組みづくりに取り組んでいます。朝はサーフィン、日中は仕事という暮らし方に惹かれ、移り住む人も増えていくとか。「昔からお通路さんを温かく迎えてきた土地柄。波を求めて訪れる人々へのホスピタリティもわが町の誇りです」(東洋町役場総務課の廣田さん)。

海 岸

サーフィンも海水浴も！
海の遊びを満喫できる

高知県
東洋町の生見海岸



ハロウィン ジャンボ

1等・前後賞合わせて4億円
1等2億円、前後賞各1億円

4億円

ハロウィン ジャンボミニ

1等・前後賞合わせて4,000万円
1等2,000万円、前後賞各1,000万円

4,000万円

各1枚
300円

9月16日(水) 発売

発売期間/9月16日(水)~10月16日(金) 抽せん日/10月26日(月)

PCやスマホで!
ネット購入

宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

一般財団法人 全国市町村振興協会 2026年新市町村振興宝くじ

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

随 想

秋田県東成瀬村長の備前と申します。5月の村長選挙において、二期目の村政を担わせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私が生まれ育った東成瀬村は、秋田県の最南東端、栗駒国立公園を擁する奥羽山脈の奥懐に抱かれ、岩手県、宮城県と県境を接する自然豊かな山村です。

東西約17km、南北約30kmと南北に細長い村域を有し、総面積約204平方kmのうち、およそ93%を山林原

37年の歴史を紡いでいます。

一方、国勢調査人口は昭和22年の6,220人をピークに減少が続いており、令和7年では2,293人まで減少し、少子高齢化、担い手不足や地域経済の縮小といった課題に加え、ここ数年はクマやイノシシによる獣害といった新たな課題にも直面しています。

現在、本村の南部で国家的プロジェクトである成瀬ダムの建設が令和9年度の完成に向けて最終段階となっています。成瀬ダムは、安全・

な産業の創出など、水源地域ならではの持続可能な村づくりを進めています。また、40名を超える地域おこし協力隊が村内に移住しており、多様な人材が、新たな視点やアイデアを生かし、地域課題の解決に取り組んでいることも、本村の特色と言えます。

本村のような小規模自治体には、「できないこと」がある一方で、「小さいからこそできること」もあります。住民との距離が近く、一人一人の声が行政に届きやすいこと、地域

小さくても強い村へ

秋田県東成瀬村長

備前 博和

野が占め、標高160mから1,400mを超える山々まで変化に富んだ地形が豊かな自然環境を育んでいます。一級河川雄物川水系の成瀬川が村を貫き、その清らかな流れは人々の暮らしや農業を支えながら、美しい景観をつくり出しています。

また、県内有数の豪雪地帯であり、厳しい自然環境の中で育まれてきた助け合いの精神や粘り強さは、今なお地域文化の礎となり、明治22年の町村制施行以来、昭和と平成の大会併でも単独で存続する道を選び、1

安心な水資源を確保し、洪水調節による治水、農業用水の安定供給、水力発電など、多面的な役割を担う多目的ダムとして期待されています。本村では、この成瀬ダムを新たな価値を生み出す地域資源と位置付け、完成後を見据えた地域振興に取り組んでいます。本年6月には「東成瀬村観光未来プロジェクト」を立ち上げ、ダム完成を目前に本村の魅力や特性を改めて見つめ直しながら、観光振興をはじめ、交流人口・関係人口の拡大、地域経済の活性化、新た

全体で課題を共有し、迅速かつ柔軟に対応できることは、町村ならではの大きな強みです。人口規模の大小にかかわらず、地域の実情に即した行政の継続的な挑戦こそが、持続可能な地域づくりに資するものと考えております。

地方創生の取組が始まって10年以上が経過しましたが、人口減少や少子高齢化は、一つの自治体だけで決める課題ではありません。しかし、その間、全国の町村では地域資源を生かした創意工夫が積み重ねら

れ、数多くの成果も生まれています。これからは、それぞれの町村や地域が培ってきた知恵や経験を共有し、互いに学び合つことが一層重要になるのではないのでしょうか。

本村もまた、全国町村会の一員として、生命の源でもある水を育む水源地域の責任を果たしながら、住民が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めてまいります。そして、私がめざす「小さくても強い村」の実現に向けた歩みが、人口減少時代における町村行政の一つの道標となり、全国の町村との新たな学び合いや連携につながれば幸いに存じます。



令和9年度完成予定の成瀬ダム